

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和4年11月16日

茨城県監査委員	白井平八郎
同	村上典男
同	澤田勝
同	羽生健志

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 28 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	自転車競技事務所、県北県民センター、鹿行県民センター、県南県民センター、県西県民センター、常陸太田県税事務所
防災・危機管理部	県立消防学校、環境放射線監視センター
保健医療部	日立保健所
福祉部	福祉相談センター
産業戦略部	県立日立産業技術専門学院、県立土浦産業技術専門学院、産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所、産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校
農林水産部	県北農林事務所、鹿行農林事務所、鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター
土木部	常陸太田工事事務所、鹿島港湾事務所
教育庁	ミュージアムパーク県自然博物館、県立緑岡高等学校、県立水戸工業高等学校、県立水戸商業高等学校、県立鉾田第二高等学校、県立玉造工業高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校、県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校、県立牛久栄進高等学校

2 監査対象年度

令和3年度

3 監査実施期間

令和4年8月18日から10月31日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、監査調書により関係書類等と照合するとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の取組状況」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。